

公 告

御所市公告第 93号

定期予防接種を予防接種法施行令第5条の規定により、下記のとおり実施する。

令和 6年10月 1日

御所市長職務代理者 御所市副市長 奥田 公夫



記

1. 予防接種名

- 1) 高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナウイルス感染症

2. 予防接種の対象者

- ① 65歳以上（接種時点で65歳以上）の者
- ② 60歳以上65歳未満の者で、心臓・じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

3. 予防接種実施期間

- ・ 高齢者インフルエンザ：令和6年10月1日～令和7年1月31日
- ・ 高齢者新型コロナウイルス感染症：令和6年10月1日～令和7年3月31日

4. 実施医療機関

- ・ 別紙市内医療機関
- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種相互乗り入れ医療機関
- ・ その他委託契約施設

令和6年度 高齢者インフルエンザ予防接種 医療機関一覧表

令和6年8月現在

医療機関名	住 所	電話番号	予約 の有無	備考
医療法人秋津鴻池病院	御所市池之内 1064	63-0601	不要	
上島医院	御所市 691 (御門町)	63-2378	要	
医療法人榎本医院	御所市戸毛 1130	67-0008	不要	
勝山診療所	御所市 343-4 (御国通り 2 丁目)	65-2631	要	
勝山内科医院	御所市 1128 (中央通り 2 丁目)	62-6438	不要	
清保医院	御所市 98-1 (JR 御所駅前通り)	62-2021	不要	
済生会御所病院	御所市三室 20	62-3585	要	定期通院されているかかりつけの方
医療法人沢田医院	御所市 180-14 (近鉄御所駅すぐ)	62-0801	不要	
島村クリニック	御所市東松本 4-2 (近鉄御所駅前)	62-1211	要	
神宝医院	御所市 630-5 (御門町)	62-2240	要	
田仲医院	御所市奉膳 363	67-0058	要	
医療法人七浦医院	御所市西寺田 150-2	66-0261	要	
西川医院	御所市 687 (柿ヶ坪町)	62-2080	要	
堀江医院	御所市櫛羅 735-2	62-3059	要	
松村医院	御所市戸毛 991	67-0165	要	
森岡医院	御所市 755-1 (寺内町)	64-2345	不要	
医療法人山下医院	御所市三室 110-1	65-1033	不要	
医療法人吉川診療所	御所市東松本 8-1 (ATY ビル 1F)	63-2323	要	
吉村診療所	御所市 1347 (市役所前の通り側)	62-2037	要	

令和 6 年度
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 医療機関一覧表

令和 6 年 8 月現在

医療機関名	住 所	電話番号	予約 の 有無	備考
医療法人秋津鴻池病院	御所市池之内 1064	63-0601	不要	入院患者のみ
医療法人榎本医院	御所市戸毛 1130	67-0008	要	
勝山内科医院	御所市 1128（中央通り 2 丁目）	62-6438	不要	通院患者のみ
済生会御所病院	御所市三室 20	62-3585	要	通院・入院患者のみ
医療法人沢田医院	御所市 180-14（近鉄御所駅すぐ）	62-0801	要	
田仲医院	御所市奉膳 363	67-0058	要	
西川医院	御所市 687（柿ヶ坪町）	62-2080	要	
堀江医院	御所市櫛羅 735-2	62-3059	要	
医療法人吉川診療所	御所市東松本 8-1（ATY ビル 1F）	63-2323	要	
吉村診療所	御所市 1347（市役所前の通り側）	62-2037	要	



御所市規則第27号

御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則をここに公布する。

令和6年10月1日

御所市長職務代理者
御所市副市長 奥田 公夫



御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御所市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和6年御所市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項各号に規定する行為（以下「現状変更行為」という。）の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為許可申請書（様式第1号）を事前に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1以上）
- (2) 配置図（縮尺200分の1以上）
- (3) 設計図（縮尺100分の1以上）及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(現状変更行為の許可等)

第3条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、現状変更行為の可否を決定し、御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(現状変更行為の完了等の届出)

第4条 条例第4条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更行為を完了し、又は中止したときは、速やかに御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為完了（中止）届出書（様式第3号）によりその旨を市長に届け出なければならない。

(国の機関等の協議の手続)

第5条 条例第6条の規定により市長と協議しようとする国の機関等（同条に規定する国の機関等をいう。）は、御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為協議申出書（様式第4号）に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(条例第7条に規定する規則で定める行為)

第6条 条例第7条に規定する市長が規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国の機関等又は都市計画施設を管理することとなる者が、当該都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (5) 信号機等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (6) 気象、地象、洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (8) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為及び奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）並びに御所市文化財保護条例（平成4年御所市条例第25号）により指定された文化財の保護に係る行為
- (10) 郵便差出箱又は信書便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (11) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下この条において同じ。）及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (13) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (16) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (17) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（通知の手続）

第7条 条例第7条の規定により市長に通知しようとする者は、御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為通知書（様式第5号）に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、最初の伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行する。

年 月 日

（宛先）御所市長

住 所
氏 名
電話番号

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為許可申請書

御所市伝統的建造物群保存地区保存条例第 4 条第 1 項各号に規定する現状変更行為について許可を受けたいので、御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 現状変更行為の概要

現状変更行為の場所	
現状変更行為の理由	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
現状変更行為の内容	
設計者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事監理者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事施工者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話

2 添付書類

- （1） 位置図（縮尺 2，500 分の 1 以上）
- （2） 配置図（縮尺 200 分の 1 以上）
- （3） 設計図（縮尺 100 分の 1 以上）及び仕様書
- （4） 現況カラー写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

御所市長 印

年 月 日付けで申請のあった現状変更行為について、下記のとおり決定しましたので、御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

現状変更行為の場所	
現状変更行為の内容	
許可の可否	現状変更行為を 許可する ・ 許可しない
許可の条件	
不許可の場合 その理由	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、御所市を被告として（訴訟において御所市を代表する者は市長になります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）御所市長

住 所
氏 名
電話番号

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為完了（中止）届出書

御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条の許可を受けた行為を完了（中止）したので、同規則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

現状変更行為の場所	
現状変更行為の内容	
許可年月日及び許可番号	年 月 日御所市指令 第 号
現状変更行為を完了・中止した年月日	年 月 日
現状変更行為を中止した場合はその理由	

年 月 日

（宛先）御所市長

所在地
名 称
代表者
担当者
電話番号

御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為協議申出書

御所市伝統的建造物群保存地区保存条例第 6 条に規定する行為について協議したいので、御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1 現状変更行為の概要

現状変更行為の場所	
現状変更行為の理由	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
現状変更行為の内容	
設計者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事監理者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事施工者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話

2 添付書類

- (1) 位置図（縮尺 2，500 分の 1 以上）
- (2) 配置図（縮尺 200 分の 1 以上）
- (3) 設計図（縮尺 100 分の 1 以上）及び仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）御所市長

住 所
氏 名
電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

御所市伝統的建造物群保存地区内現状変更行為通知書

御所市伝統的建造物群保存地区保存条例第 7 条に規定する行為を実施したいので、御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第 7 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 現状変更行為の概要

現状変更行為の場所	
現状変更行為の理由	
現状変更行為の予定 期間	年 月 日から 年 月 日まで
現状変更行為の内容	
設計者の住所、氏名 及び連絡先	住所 氏名 電話
工事監理者の住所、 氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事施工者の住所、 氏名及び連絡先	住所 氏名 電話

2 添付書類

- （１）位置図（縮尺 2，500 分の 1 以上）
- （２）配置図（縮尺 200 分の 1 以上）
- （３）設計図（縮尺 100 分の 1 以上）及び仕様書
- （４）現況カラー写真
- （５）その他市長が必要と認める書類



御所市教育委員会規則第7号

御所市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則をここに公布する。

令和6年10月1日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



御所市伝統的建造物群保存地区保存条例の施行に関する教育委員会規則 (趣旨)

第1条 この規則は、御所市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和6年御所市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（御所市伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長）

第2条 条例第12条第1項の規定による御所市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第4条 審議会の審議事項について必要な調査研究をするために、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、調査研究の結果を審議会に報告しなければならない。

5 前条及び次条の規定は、専門部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（意見聴取）

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、文化財課において処理する。

（市規則の準用）

第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、御所市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（令和 年御所市規則第 号）第2条から第7条までの規定（これらの規定に定める様式を含む。）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、最初の伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示のあった日から施行する。ただし、第2条から第6条までの規定は、公布の日から施行する。



御所市規則第 28 号

御所市防災交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 1 日

御所市長職務代理者
御所市副市長 奥田 公夫



御所市防災交流館条例施行規則の一部を改正する規則

御所市防災交流館条例施行規則（令和 5 年御所市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

防災交流館の施設を使用しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に御所市防災交流館使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。ただし、公共又は公用のため市長が特に必要と認めるときは、当該期間によらないことができる。

- （1）本市に住所（団体又は法人にあっては、その事務所の所在地。以下同じ。）を有する者が使用する場合 使用の日の 3 月前から 7 日前まで
- （2）本市に住所を有しない者が使用する場合 使用の日の 2 月前から 7 日前まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



御所市公告第 94 号

入 札 公 告

業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 10 月 2 日

御所市長職務代理者

御所市副市長 奥田 公夫



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 御所市内遺跡発掘調査作業補助業務委託（池之内地内）
- 2 入札番号 委託第 44 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者候補者とし
ます。落札者候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で
決定します。また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合
は、「2 回目の入札」を執行します。

開札後、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、落札者を決定します。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札（事後審査型）
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、
登録業種が「⑨-08 発掘調査」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月22日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札参加表明書 （様式H1）の提出期間	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月10日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
仕様書に関する質問の受付 期限（質問は、仕様書に することに限ります。）	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月10日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにし て送信すること）
仕様書に関する質問に対す る回答	令和6年10月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和6年10月11日 ～ 令和6年10月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和6年10月21日 午前10時15分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所新館3階 会議室B
辞退届	令和6年10月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認申請 書等の提出 （落札候補者のみ）	令和6年10月22日 <u>持参に限る。</u>	奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係（庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2277

奈良県御所市室 102 番地

御所市教育委員会 文化財課 （御所市文化財事務所）

電話（代表）0745-60-1608

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 95 号

入 札 公 告

業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 10 月 2 日

御所市長職務代理者
御所市副市長 奥田 公夫



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 住民税当初課税データ作成業務委託
- 2 入札番号 委託第 45 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑩-01 電算処理」である者。
- 2 入札説明書第 1 の 1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1・S2）の提出期限	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月10日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認結果の回答	令和6年10月10日 午後5時までに <u>電子メールにより回答。</u>	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月10日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和6年10月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和6年10月11日 ～ 令和6年10月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和6年10月21日 午前10時30分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所新館3階 会議室B
辞退届	令和6年10月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係 （庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 総務部 税務課 市民税係（庁舎本館 1 階）

電話（代表）0745-62-3001

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 96 号

入 札 公 告

業務委託について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 10 月 2 日

御所市長職務代理者

御所市副市長 奥田 公夫



第 1 競争入札に付する事項等

- 1 入札件名 図書館ホームページ更新及び保守業務委託
- 2 入札番号 委託第 46 号
- 3 履行場所 仕様書参照
- 4 委託期間 構築業務：契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日
保守業務：令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日
- 5 入札執行回数 2 回
- 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上ある場合は、「くじ」で決定します。

また、1 回目の入札で参加者全員が予定価格以下とならなかった場合は、「2 回目の入札」を執行します。

くじによる決定方法は、郵便入札説明書に記載の通りです。

- 7 予定価格の額 事後公表となります。
- 8 最低制限価格 この入札に関して、最低制限価格の適用はありません。
- 9 入札保証金 免除
- 10 契約保証金 御所市契約規則第 22 条から第 24 条によります。
- 11 入札方法 郵便による条件付一般競争入札
- 12 議会の議決 不要

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- 1 御所市において令和 6 年度有効である業務委託等競争入札参加資格に登録があり、登録業種が「⑩-05 ホームページ」である者。

2 入札説明書第1の1 資格要件に示すとおり。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書・仕様書・その他入札関連様式の交付（御所市ホームページからダウンロード）	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月21日	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
一般入札参加資格確認申請書等（様式S1・S2）の提出期限	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月10日 正午 <u>持参に限る</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所 管財課 （庁舎新館2階）
競争入札参加資格確認結果の回答	令和6年10月10日 午後5時までに <u>電子メールにより回答。</u>	
仕様書に関する質問の受付期限（質問は、仕様書に関することに限ります。）	令和6年10月2日 ～ 令和6年10月10日 正午 <u>電子メールに限る。</u> （WORD形式に限る）	送付先：メールアドレス kanzai@city.gose.nara.jp 御所市管財課長あて ※質問様式は下記のとおり http://www.city.gose.nara.jp/ （質問様式を添付ファイルにして送信すること）
仕様書に関する質問に対する回答	令和6年10月15日 <u>ホームページに掲載。</u>	ホームページアドレス http://www.city.gose.nara.jp/
入札（郵便による）	令和6年10月11日 ～ 令和6年10月20日 <u>書留郵便（一般書留・簡易書留）に限る。</u> （上記期間中に到達のこと）	送付先 〒639-2299 日本郵便株式会社御所郵便局留 『御所市役所管財課宛』
開札	令和6年10月21日 午前10時45分	奈良県御所市1番地の3 御所市役所新館3階 会議室B
辞退届	令和6年10月21日 開札日時まで <u>持参又は郵送。</u>	〒639-2298 奈良県御所市1番地の3 御所市役所管財課 （庁舎新館2階）

※上記の期間は、閉庁日を除きます。

時間の指定のないものは午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）とします。

第 4 第 1 の 6 に定める「2 回目の入札」を執行する場合は、1 回目の入札参加者全員に連絡します。

第 5 その他

1 契約条項を示す場所の名称及び所在等

〒639-2298

奈良県御所市 1 番地の 3

御所市役所 企画政策部 管財課 入札係 （庁舎新館 2 階）

電話（代表）0745-62-3001

2 契約を担当する部課等の名称及び所在等

〒639-2200

奈良県御所市 13 番地 御所市文化ホール内

御所市教育委員会事務局 生涯学習課 アザレアホール

電話（代表）0745-65-2580

3 入札の無効

第 2 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4 入札中止条件

この入札手続き執行中で、入札に競争性が無くなった場合は、その段階で入札手続き又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、入札参加資格の制限又は停止を受けた場合は契約を締結しません。

6 その他詳細は、入札説明書によります。

7 書類作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。



御所市公告第 9 7 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた御所市農業振興地域整備計画は、同法第 1 3 条の規定に基づき変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写を同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 3 日

御所市長職務代理者

御所市副市長 奥田 公夫



1. 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課



御所市告示第136号

御所市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月8日

御所市長職務代理者
御所市副市長 奥田 公夫



御所市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示
御所市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成20年御所市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「1年以上（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）」を「6月以上」に改める。

第4条第1項中「1年」を「6月」に改め、同条第2項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、」を削る。

第6条第1項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、」を削る。

様式第1号から様式第4号まで、様式第6号及び様式第8号中「御所市長 様」を「（宛先）御所市長」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。



御所市教育委員会告示第14号

御所市教育委員会（令和6年10月定例会）を下記により招集いたします。

令和6年10月9日

御所市教育委員会教育長 春田 晋司



1. 招集する日時 令和6年10月18日（金）
 午後2時00分～
2. 招集する場所 市役所新館3階 会議室B
3. 付議する報告 （1）9月議会の内容報告
 （2）その他

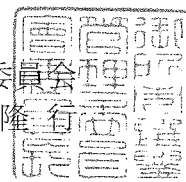


御所市選挙管理委員会告示第25号

令和6年10月12日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月12日

御所市選挙管理委員会
委員長 田 仲 隆 行



50分の1の数	416人
6分の1の数	3,461人
3分の1の数	6,922人

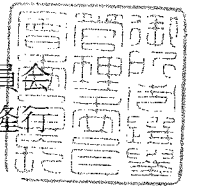


御所市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による被登録資格決定の基準となる日及び登録を行う日を、次のとおり定める。

令和6年10月12日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆



記

- 1 登録基準日 令和6年10月12日
- 2 登録日 令和6年10月12日

※ 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えについては、次の期間延期する。

登録の移替えを延期する期間 令和6年9月21日～選挙の期日

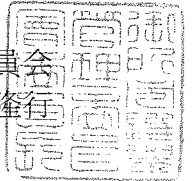


御所市選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条に規定する長の退職の申立てがあったことによる御所市長選挙及び同法第113条第3項に規定する議会の議員の欠員に伴う御所市議会議員補欠選挙を次の期日に執行する。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

1 選挙期日 令和6年10月20日

付 記

市長の退職の申立ての通知を受けた日 令和6年9月2日
※行ふべき事由が生じた日から50日に当たる日 令和6年10月22日

市議会議員の選挙すべき議員の数 1人

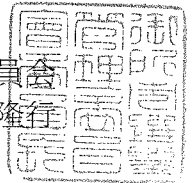


御所市選挙管理委員会告示第29号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

- 1 投票用紙の色：ピンク色
- 2 印刷文字の色：紺色
- 3 委員会の印：刷込み

(表)

(裏)

候補者氏名	(注 意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	御 所 市 長 選 挙 投 票	約 128mm	
--	--	--	--	--

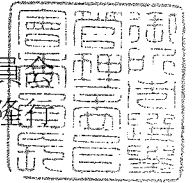


御所市選挙管理委員会告示第30号

令和6年10月20日執行の御所市議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

- 1 投票用紙の色：黄色
- 2 印刷文字の色：黒色
- 3 委員会の印：刷込み

(表)

候補者氏名	御所市議会議員補欠選挙投票 

(注) 意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(裏)

--

約 128mm

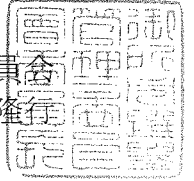


御所市選挙管理委員会告示第32号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における各投票区の投票所は、次の場所に設ける。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

投票 区名	投 票 所	投票 区名	投 票 所
1	御所幼稚園	1 1	名柄小学校
2	御所中学校会議室	1 2	幸町保育所
3	秋津小学校体育館	1 3	御所市文化交流センター
4	掖上小学校体育館	1 4	御所市中央公民館
5	葛公民館	1 5	大正幼稚園
6	元 朝町小学校敷地内 文化財資料室	1 6	御所市防災交流館
7	御所市防災センター		
8	葛城西 コミュニティセンター		
9	葛城保育所		
1 0	葛城北地区集会所		

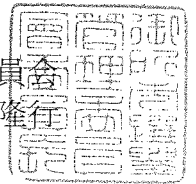


御所市選挙管理委員会告示第33号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所は、次のとおりとする。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

1 期日前投票所

場 所	御所市役所 別館 入札室
所 在 地	御所市1番地の3
設置期間	令和6年10月14日から令和6年10月19日まで

2 不在者投票を行う場所

場 所	御所市役所 別館 入札室
所 在 地	御所市1番地の3
設置期間	令和6年10月14日から令和6年10月19日まで

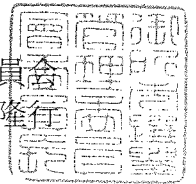


御所市選挙管理委員会告示第33号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における期日前投票所及び不在者投票を行う場所は、次のとおりとする。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

1 期日前投票所

場 所	御所市役所 別館 入札室
所 在 地	御所市1番地の3
設置期間	令和6年10月14日から令和6年10月19日まで

2 不在者投票を行う場所

場 所	御所市役所 別館 入札室
所 在 地	御所市1番地の3
設置期間	令和6年10月14日から令和6年10月19日まで

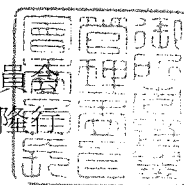


御所市選挙管理委員会告示第36号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における投票所内の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を、次のとおりとする。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

- 1 日 時 令和6年10月13日 午後5時15分から
- 2 場 所 御所市役所 本館3階 会議室1～3

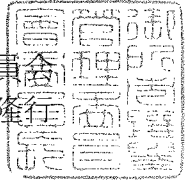


御所市選挙管理委員会告示第37号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるくじの日時及び場所を、次のとおりとする。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆



記

- 1 日 時 令和6年10月13日 午後5時30分から
- 2 場 所 御所市役所 本館3階 会議室1～3

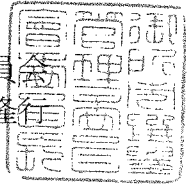


御所市選挙管理委員会告示第38号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における選挙運動費用に関する制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

選挙運動費用制限額

御 所 市 長 選 挙 金 4, 7 8 1, 9 0 0 円

御所市議会議員補欠選挙 金 3, 0 0 0, 3 0 0 円

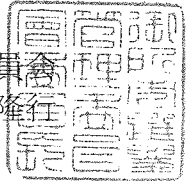


御所市選挙管理委員会告示第39号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における開票事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、選挙会の事務に合わせて行う。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆





御所市選挙管理委員会告示第40号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙及び御所市議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月13日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行

記

- 1 日 時 令和6年10月20日 午後9時00分から
- 2 場 所 御所市防災交流館

※ ただし無投票の場合は、令和6年10月21日 午前9時30分から、
御所市役所 本館3階 会議室2において行う。

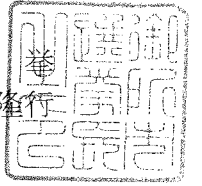


御所市長選挙選挙長告示第1号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙における選挙長の用いる印を次のとおり定める。

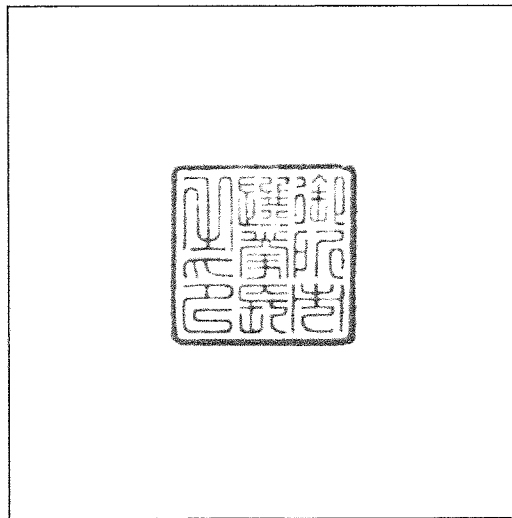
令和6年10月13日

御 所 市 長 選 挙
選挙長 田 仲 隆 行



記

選挙長の用いる印



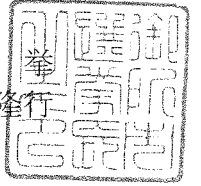


御所市長選挙選挙長告示第2号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和6年10月13日

御 所 市 長 選 挙
選挙長 田 仲 隆 行



記

令和6年10月13日

御所市1番地の3
御所市役所 本館3階 会議室1～3

令和6年10月14日以後

御所市1番地の3
御所市役所 御所市選挙管理委員会事務局

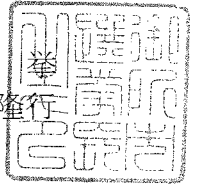


御所市長選挙選挙長告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、令和6年10月20日執行の御所市長選挙における選挙立会人を定めるくじを次の日時及び場所で行う。

令和6年10月13日

御 所 市 長 選 挙
選挙長 田 仲 隆 行



記

日 時 令和6年10月17日 午後5時15分から

場 所 御所市1番地の3
御所市役所 新館3階 会議室B

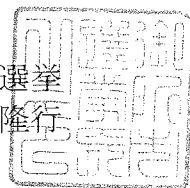


御所市議会議員補欠選挙選挙長告示第1号

令和6年10月20日執行の御所市議会議員補欠選挙における選挙長の用いる印を次のとおり定める。

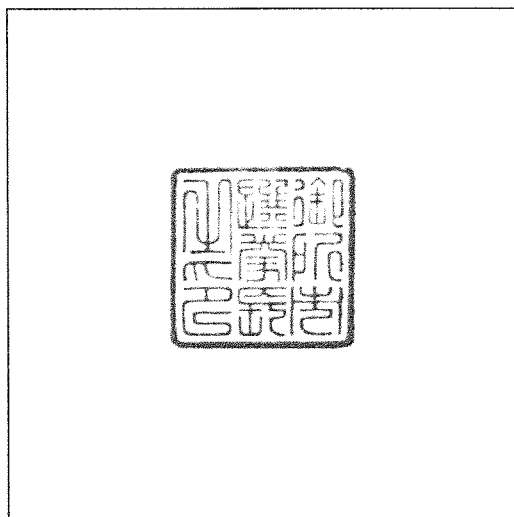
令和6年10月13日

御所市議会議員補欠選挙
選挙長 田仲 隆行



記

選挙長の用いる印



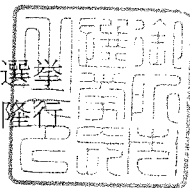


御所市議会議員補欠選挙選挙長告示第2号

令和6年10月20日執行の御所市議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和6年10月13日

御所市議会議員補欠選挙
選挙長 田仲 隆行



記

令和6年10月13日

御所市1番地の3
御所市役所 本館3階 会議室1～3

令和6年10月14日以後

御所市1番地の3
御所市役所 御所市選挙管理委員会事務局

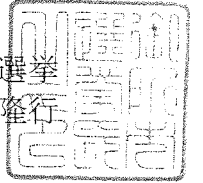


御所市議会議員補欠選挙選挙長告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、令和6年10月20日執行の御所市議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを次の日時及び場所で行う。

令和6年10月13日

御所市議会議員補欠選挙
選挙長 田仲 隆行



記

日 時 令和6年10月17日 午後5時15分から

場 所 御所市1番地の3
御所市役所 新館3階 会議室B

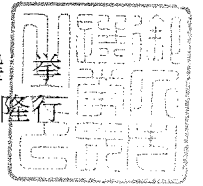


御所市長選挙選挙長告示第5号

令和6年10月20日執行の御所市長選挙において、届出のあった候補者がその定数をこえないため、投票は行わない。

令和6年10月13日

御 所 市 長 選 挙
選挙長 田 仲 隆 行



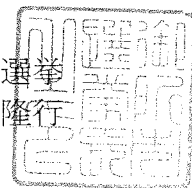


御所市議会議員補欠選挙選挙長告示第5号

令和6年10月20日執行の御所市議会議員補欠選挙において、届出のあった候補者がその定数をこえないため、投票は行わない。

令和6年10月13日

御所市議会議員補欠選挙
選挙長 田仲 隆行



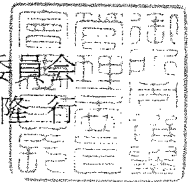


御所市選挙管理委員会告示第41号

令和6年10月14日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

御所市選挙管理委員会
委員長 田 仲 隆 行



50分の1の数	415人
6分の1の数	3,458人
3分の1の数	6,915人

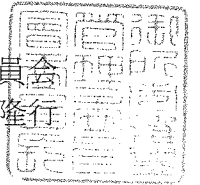


御所市選挙管理委員会告示第44号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における
開票の日時及び場所を次のとおり定める。

令和6年10月15日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

- 1 日 時 令和6年10月27日 午後9時20分から
- 2 場 所 御所市防災交流館

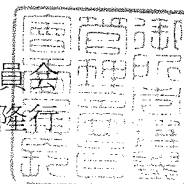


御所市選挙管理委員会告示第45号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における
各投票区の投票所は次の場所に設ける。

令和6年10月15日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

投票 区名	投 票 所	投票 区名	投 票 所
1	御所幼稚園	9	葛城保育所
2	御所中学校会議室	10	葛城北地区集会所
3	秋津小学校体育館	11	名柄小学校
4	掖上小学校体育館	12	幸町保育所
5	葛公民館	13	御所市文化交流センター
6	元 朝町小学校敷地内 文化財資料室	14	御所市中央公民館
7	御所市防災センター	15	大正幼稚園
8	葛城西 コミュニティセンター	16	御所市防災交流館

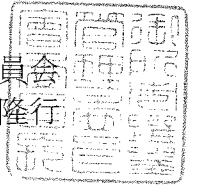


御所市選挙管理委員会告示第47号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における
期日前投票所及び不在者投票を行う場所は、次のとおりとする。

令和6年10月15日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

1 期日前投票所

場 所	御所市役所 別館 入札室
所 在 地	御所市1番地の3
設置期間	令和6年10月16日から令和6年10月26日まで

2 不在者投票を行う場所

場 所	御所市役所 別館 入札室
所 在 地	御所市1番地の3
設置期間	令和6年10月16日から令和6年10月26日まで

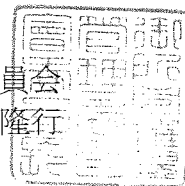


御所市選挙管理委員会告示第49号

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける

令和6年10月15日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



記

1. 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所・名称

所在地：御所市1番地の3

名称：御所市役所 別館 入札室

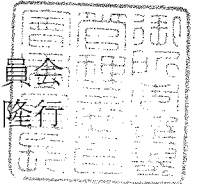


御所市選挙管理委員会告示第50号

令和6年10月27日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における投票所内の公職の候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじの実施日時及び場所を次のとおりとする。

令和6年10月15日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



- 1 日 時 令和6年10月15日 午後5時30分
- 2 場 所 奈良県御所市1番地の3
御所市役所 本館2階 会議室5

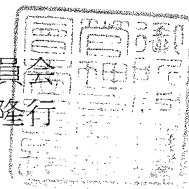


御所市選挙管理委員会告示第51号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙における開票立会人を定める「くじ」を
次の日時及び場所において行う。

令和6年10月15日

御所市選挙管理委員会
委員長 田仲 隆行



- 1 日 時 令和6年10月24日 午後5時30分
- 2 場 所 御所市1番地の3
御所市役所選挙管理委員会事務局



御所市公告第 9 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

御所市長職務代理者
御所市副市長 奥田



1. 農用地利用集積計画の縦覧場所

御所市 1 番地の 3

御所市役所 農林商工課



御所市告示第138号

御所市公印規則（平成23年御所市規則第27号）第7条の規定により、公印を新調及び廃止したので、次のように告示する。

令和6年10月21日

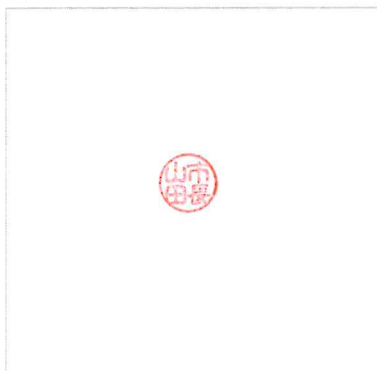
御所市長職務代理者
御所市副市長 奥田 公夫



1 新調した公印

- | | | |
|-----|------|--------|
| (1) | 整理番号 | 14 |
| (2) | 名称 | 御所市長認印 |
| (3) | 書体 | こいん書 |
| (4) | 寸法 | 丸8mm |

(5) 印影

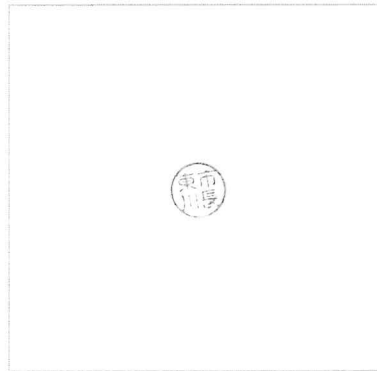


- | | | |
|-----|---------|----------|
| (6) | 用途 | 戸籍に関する事務 |
| (7) | 保管課（かい） | 市民課 |

2 廃止した公印

- | | | |
|-----|------|--------|
| (1) | 整理番号 | 1 4 |
| (2) | 名 称 | 御所市長認印 |
| (3) | 書 体 | こいん書 |
| (4) | 寸 法 | 丸 8 mm |

(5) 印 影



- | | | |
|-----|----------|----------|
| (6) | 用 途 | 戸籍に関する事務 |
| (7) | 保管課 (かい) | 市民課 |



御所市公告 第 99 号

建設工事等の入札結果について、御所市建設工事等入札執行要綱第17条に基づき、
別紙のとおり公表いたします。

令和 6 年 10 月 21 日

御所市長職務代理者 御所市副市長 奥 田 公 夫



公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 18 日 不調

- | | | | |
|----|------------------------|-----------------------|----------|
| 1 | 工事（委託）名 | 旧和光ビル解体 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | ま推 第 1 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 西町 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による条件付指名競争入札（事後審査型） | |
| 5 | 設計価格 | 93,027,000 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 93,027,000 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 84,570,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 85,584,400 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 77,804,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 無 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 不調 | 円（消費税抜き） |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 21 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|-------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 水路改良 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 28 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 指名競争入札 | |
| 5 | 設計金額 | 2,099,900 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 2,099,900 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 1,909,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 1,875,500 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 1,705,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札の有無 | 有 | |
| 11 | 落札金額及び落札者名 | 1,900,000 円 | （消費税抜き） |

泉尾建設

泉尾 利晴

- 12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 21 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|-------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路改良 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 30 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 檜原 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 指名競争入札 | |
| 5 | 設計金額 | 4,752,000 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 4,752,000 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 4,320,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 4,261,400 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 3,874,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札の有無 | 有 | |
| 11 | 落札金額及び落札者名 | 3,874,000 円 | （消費税抜き） |

吉田興業

吉田 幸則

- 12 入札金額及び入札者名 ※くじ引きにより決定

[illegible]

様式第6号 (第17条関係)

公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 21 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------|----------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 大事古瀬池および下流水路整備 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 31 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 東佐味 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 9,570,000 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 9,570,000 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 8,700,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 8,560,200 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 7,782,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び | ¥8,650,000 円 | （消費税抜き） |
| | 落札（候補）者名 | 徳龍建設 | |
| | | 徳永 龍美 | |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 21 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|---------------------------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路改良 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 32 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 南郷 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 14,097,600 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 14,097,600 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 12,816,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 12,665,400 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 11,514,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 12,750,000 円
徳永重機建設
徳永 龍太 | （消費税抜き） |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 21 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|------------------------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路舗装 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 33 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 古瀬（水泥） | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 2,839,100 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 2,839,100 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 2,581,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 2,534,400 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 2,304,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 2,550,000 円
翔栄建設
石田 麻実 | （消費税抜き） |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 21 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|-------------------------------|---------|
| 1 | 工事（委託）名 | 道路舗装 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 34 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 古瀬・樋野 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 2,853,400 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 2,853,400 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 2,594,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 2,547,600 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 2,316,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 2,580,000 円
中宏建設
米田 シズ代 | （消費税抜き） |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

公 表 開 札 録

令和 6 年 10 月 21 日 入札執行

- | | | | |
|----|------------------------|-------------|----------------------------|
| 1 | 工事（委託）名 | 舗裝修繕 | 工事 |
| 2 | 工事（委託）番号 | 建 第 35 号 | |
| 3 | 工事（委託）場所 | 御所市 船路・五百家 | 地内 |
| 4 | 入札の種類 | 郵便による指名競争入札 | |
| 5 | 設計価格 | 8,597,600 円 | （消費税込み） |
| 6 | 予定価格 | 8,597,600 円 | （消費税込み） |
| 7 | 入札書比較価格 | 7,816,000 円 | （消費税抜き） |
| 8 | 最低制限基準価格 | 7,679,100 円 | （消費税込み） |
| 9 | 最低制限基準比較価格 | 6,981,000 円 | （消費税抜き） |
| 10 | 落札（候補）の有無 | 有 | |
| 11 | 落札（候補）金額及び
落札（候補）者名 | 7,425,000 円 | （消費税抜き）
(株)一伸建設
櫻本 一 |

12 入札金額及び入札者名

[illegible]

1	工事（委託）名	通学路安全対策施設整備	工事
---	---------	-------------	----

3 工事（委託）場所 御所市 櫛羅・檜原・名柄 他 地内

4 入札の種類 郵便による指名競争入札

5 設計価格 4,336,200 円 (消費税込み)

6	予定価格	4,336,200 円 (消費税込み)
---	------	---------------------

7	入札書比較価格	3,942,000 円 (消費税抜き)
---	---------	---------------------

8 最低制限基準価格 3,843,400 円 (消費税込み)

9 最低制限基準比較価格 3,494,000 円 (消費税抜き)

10 落札（候補）の有無 有

10	落札（候補）金額及び	3,494,000 円（消費税抜き）
11	落札（候補）金額及び	3,494,000 円（消費税抜き）

落札（候補）者名 倉本工芸

倉本 満

※くじ引きにより決定

12 入札金額及び入札者名

[illegible]



御市農委告示第 1 1 号

御所市農業委員会を下記のとおり招集する。

記

- 1 招集日時
令和 6 年 1 1 月 5 日（火）
午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所
御所市役所新館 3 階 会議室 B
- 3 案 件
(1) 農地法各条申請の審議
(2) その他

令和 6 年 1 0 月 2 9 日

御 所 市 農 業 委 員 会
会 長 壺 井 和 子

